

森林整備保全事業省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事実施要領

1. 省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事の概要及び目的

省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事とは、ICT建設機械等認定制度においてチルトローテータ機能を有するものとして、ICT建設機械等の認定に関する規定に基づき認定された省人化建設機械※（以下、「省人化建設機械（チルトローテータ）」という。）を用いた施工を実施する工事をいう。

省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事は、今後、日本国内での普及が見込まれるチルトローテータ機能を有する建設機械の活用効果等を調査し、また、今後の活用に向けた課題等の整理を目的とするものである。

※「ICT建設機械等の認定に関する規程」に基づき認定された省人化建設機械のうち、チルトローテータ機能を有するものとして認定を受けた建設機械については、国土交通省のHPに公開されている「省人化建設機械（チルトローテータ）」認定型式一覧表に掲載されている型式とする。

- 「省人化建設機械（チルトローテータ）」認定型式一覧表の掲載先

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000050.html

2. 省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事の対象工種

省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事の対象工事は、「森林整備保全事業標準歩掛」、「森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式の基準」及び「森林整備保全事業ICT活用工事試行実施要領等について」において、バックホウ（クローラ型）又は小型バックホウ（クローラ型）の機械規格が、山積 0.45 m^3 （平積 0.35 m^3 ）、山積 0.28 m^3 （平積 0.2 m^3 ）及び山積 0.13 m^3 （平積 0.1 m^3 ）に設定されている以下の工種を対象とする。

また、以下の工種のうち、（1）森林整備保全事業標準歩掛の「①第1編 共通工 第1土工 1-3機械土工（土砂）のうち作業土工（床掘）」、「②第2編 治山 第1山地治山土工 1-1機械土工」及び（3）森林整備保全事業ICT活用試行実施要領等についての「ICT活用工事（作業土工（床掘）」については山積 0.8 m^3 （平積 0.6 m^3 ）に設定されているものを含む。ただし、（1）森林整備保全事業標準歩掛の「②第2編 治山 第1山地治山土工 1-1機械土工」において山積 0.8 m^3 （平積 0.6 m^3 ）を適用できるのは、作業土工（床掘）に準ずる作業を主とする場合に限るものとする。

（1）森林整備保全事業標準歩掛

① 第1編 共通工

- ・ 第1土工 1-3機械土工（土砂）
- ・ 第1土工 1-7盛土工 1-7-1林道工事における盛土
- ・ 第1土工 1-8機械法面整形 1-8-1切土法面整形
- ・ 第1土工 1-8機械法面整形 1-8-2盛土法面整形

② 第2編 治山

- ・ 第1山地治山土工 1-1機械土工

(2) 森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式の基準

- ・ 1章土工 ②土工 掘削（小規模）
- ・ 1章土工 ②土工 積込（ルーズ）（小規模）
- ・ 1章土工 ④作業土工（床掘工） 床掘り（小規模）
- ・ 1章土工 ④作業土工（床掘工） 舗装版破碎積込（小規模土工）
- ・ 1章土工 ⑥作業土工 埋戻工 埋戻し（最大埋戻幅1m未満・小規模）

(3) 森林整備保全事業ICT活用試行実施要領等について

- ・ ICT活用工事（法面工）
- ・ ICT活用工事（作業土工（床掘））
- ・ ICT活用工事（土工1,000 m³未満）
- ・ ICT活用工事（小規模土工）

3. 省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事の対象工事及び実施方法

省人化建設機械（チルトローテータ）の対象工事は、工事内容、省人化建設機械（チルトローテータ）の普及状況等を勘案して発注者が対象工事を決定し、入札公告等において明示する。

発注は受注者希望型によるものとし、省人化建設機械（チルトローテータ）による施工を希望する場合、受注者が発注者へ協議を行い、協議が整った場合は設計変更の対象とし、別途定める積算要領により必要な経費を計上する。

4. 調査等への協力

本試行工事の対象となった受注者は、受注者による効果や施工実態等の把握のためのアンケート調査やヒアリング等を実施する場合に協力するものとする。

5. ICT活用工事で省人化建設機械（チルトローテータ）を使用する上での留意事項

「ICT建設機械等の認定に関する規程」に基づき認定された省人化建設機械の内、チルトローテータ機能を有するものとして認定を受けた建設機械は、MC/MG機能を有するものとして認定を受けたものとMC/MG機能を有さずにチルトローテータ機能のみを有するものとして認定を受けたものの両方が存在する。

「MC/MG機能を有さないもの」を使用する場合であっても、後付け装置等によりMC/MG機能を付与して「ICT建設機械による施工」を実施する場合は、「ICT建設機械による施工」を実施したものとし、省人化建設機械（チルトローテータ）試行対象の工事とする。